

官報

号外 昭和三十五年二月十日

第三十四回 参議院會議録第六号

昭和三十五年二月十日(水曜日)午前十一時四十一分開議

議事日程 第五号

昭和三十五年二月十日
午前十時開議

第一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)

第二 農地買収者問題調査会設置法案(趣旨説明)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員 下條 康廣君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 苦米地英俊君

同日委員会において当選した理事は左の通りである。

予算委員 理事 松浦 清一君(亀田得治君の補欠)

昭和三十五年二月十日 参議院會議録第六号 議長報告

議院運営委員会

理事 向井 長年君(北條鶴八君の補欠)

同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員森元治郎君及び同大竹平八郎君の辞任を許可し、その補欠として左記の者を選任した旨本院事務総長から裁判官弾劾裁判所裁判長及び衆議院事務総長に通知した。

記

同日本院は、裁判官訴追委員棚橋小虎君及び同予備員奥むめお君の辞任を許可し、その補欠として左記の通り選任した旨本院事務総長から裁判官訴追委員長及び衆議院事務総長に通知した。

記

同日本院は、檢察官適格審査会委員予備委員本院議員赤松常子君の辞任による補欠として左記の者を選任した旨内閣に通知した。

記

同日本院は、積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員本院議員東隆君の辞任による補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

同日本院は、積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員本院議員東隆君の辞任による補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

同日本院は、積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員本院議員東隆君の辞任による補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

同日本院は、積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員本院議員東隆君の辞任による補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

同日本院は、積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員本院議員東隆君の辞任による補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

同日本院は、鉄道建設審議会委員本院議員中村正雄君の辞任による補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

同日本院は、社会保険制度審議会委員本院議員藤原道子君の辞任による後任者として左記の者を推せんする旨内閣に通知した。

記

同日議長は、社会保険制度審議会委員本院議員藤原道子君の辞任による後任者として左記の者を推せんする旨内閣に通知した。

記

同日議長は、社会保険制度審議会委員本院議員藤原道子君の辞任による後任者として左記の者を推せんする旨内閣に通知した。

記

同日議長は、社会保険制度審議会委員本院議員藤原道子君の辞任による後任者として左記の者を推せんする旨内閣に通知した。

記

同日議長は、社会保険制度審議会委員本院議員藤原道子君の辞任による後任者として左記の者を推せんする旨内閣に通知した。

記

同日議長は、社会保険制度審議会委員本院議員藤原道子君の辞任による後任者として左記の者を推せんする旨内閣に通知した。

記

同日議長は、社会保険制度審議会委員本院議員藤原道子君の辞任による後任者として左記の者を推せんする旨内閣に通知した。

記

同日議長は、社会保険制度審議会委員本院議員藤原道子君の辞任による後任者として左記の者を推せんする旨内閣に通知した。

記

同日議長は、社会保険制度審議会委員本院議員藤原道子君の辞任による後任者として左記の者を推せんする旨内閣に通知した。

記

同日議長は、社会保険制度審議会委員本院議員藤原道子君の辞任による後任者として左記の者を推せんする旨内閣に通知した。

記

同日内閣から左の議案が提出された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

一、費目 概算二、四〇〇円
右本委員会の決議を経て、参議院規則第百八十条の二により要求する。
昭和三十五年二月五日

社会労働 委員 加藤 武徳

参議院議長松野鶴平殿

委員派遣承認要求書

一、目的 夕張における炭鉱のガス爆発による災害状況を調査して今後の対策確立に資する。

一、派遣委員 川上 為治 阿部 竹松

一、期間 昭和三十五年二月八日から二月十日まで三日間

一、費用 概算一五、六〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規則第百八十条の二により要求する。
昭和三十五年二月五日

参議院議長松野鶴平殿

委員派遣承認要求書

一、目的 夕張における炭鉱のガス爆発による災害状況を調査して今後の対策確立に資する。

一、派遣委員 川上 為治 阿部 竹松

一、期間 昭和三十五年二月八日から二月十日まで三日間

一、費用 概算一五、六〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規則第百八十条の二により要求する。
昭和三十五年二月五日

参議院議長松野鶴平殿

委員派遣承認要求書

一、目的 夕張における炭鉱のガス爆発による災害状況を調査して今後の対策確立に資する。

一、派遣委員 川上 為治 阿部 竹松

一、期間 昭和三十五年二月八日から二月十日まで三日間

一、費用 概算一五、六〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規則第百八十条の二により要求する。
昭和三十五年二月五日

参議院議長松野鶴平殿

委員派遣承認要求書

一、目的 夕張における炭鉱のガス爆発による災害状況を調査して今後の対策確立に資する。

一、派遣委員 川上 為治 阿部 竹松

一、期間 昭和三十五年二月八日から二月十日まで三日間

一、費用 概算一五、六〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規則第百八十条の二により要求する。
昭和三十五年二月五日

参議院議長松野鶴平殿

委員派遣承認要求書

一、目的 夕張における炭鉱のガス爆発による災害状況を調査して今後の対策確立に資する。

一、派遣委員 川上 為治 阿部 竹松

一、期間 昭和三十五年二月八日から二月十日まで三日間

一、費用 概算一五、六〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規則第百八十条の二により要求する。
昭和三十五年二月五日

参議院議長松野鶴平殿

公文をもつて、事前の協議にかからしめることとした点であります。これらの事項につきましては、米國が日本政府の意に反した行動を決してとらないことは、今次交渉の過程においても明確に了解されていたところであり、米國が、条約の署名に際し、アイゼンハワー大統領が重ねて岸首相にその旨を確証したことは、過般の日米共同コミニケに明らかな通りであります。

第四点は、従来日米間に存在した安全保障体制を、広範な政治経済上の協力関係の基礎の上に置いたことであり、日米兩國間には、現在すでに政治経済上の協力のための強固な基盤が存在するのでありますが、今後ますますこの方面の協力を進めることが日米双方の利益であることは、あらためて申すまでもありません。

最後に第五点は、条約の有効期間について明確な定めをしたことであり、すなわち、まずこの条約は、国際連合自身による安全保障措置ができたものと兩國政府が認める時まで効力を有するものとし、次に、条約の発効後十年たてば、いずれの締約国も一年の予告をもつて条約を廃棄できることとしたのであります。このように条約に終期を設けるとともに、他面、安全保障における國家間の協力関係というものはある程度の安定性が必要でありますので、前述のような期間の定め方をした次第であります。

なお、本条約には、さらに二つの交換公文が付属しております。一つは、いわゆる吉田・アチソン交換公文等に関するものであり、他は、相互防衛援助協定に関するものであります。朝鮮

動乱に対する國際連合の措置は現在なお継続しておりますので、わが国としては、当然これに対して従来通り協力すべきであり、また、安保条約の切りかえによって相互防衛援助協定が影響されるようなことのないようにする必要があるもので、この二つの公文を取りかわした次第であります。

次に、現行行政協定にかわる「日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本國における合衆國軍隊の地位に関する協定」について御説明申し上げます。

新しい協定は、行政協定を母体として、これに従来の運営の経験とNATO協定等の先例を参考としつつ改善を加えたものでありまして、次にそのおもな改正点につき申し上げたいと思ひます。

第一に、行政協定においては、従来米軍は施設内のみならず施設外においても一定の権利を有することとなつておりましたが、今回、施設外においては、兩國政府間の協議により、原則として、日本政府が関係法令の範圍内で必要な措置をとるよう改められました。

第二に、米國の軍人、軍属、家族の出入国については、日本政府が米軍人、軍属の送迎を要請し、または旧軍人、旧軍属、家族に退去命令を出したときは、アメリカ側は、これらの者を日本から送迎することにつき新たに責任を負ふこととなりました。

第三に、関税及び税関検査の規定に關しては、軍人であつて部隊として行動してない場合は税関検査の対象となることとし、また、軍事郵便局の取り扱ひ郵便物の税関検査免除は、こ

れを公用のものに限ることとしたしました。

第四に、米軍のための労働に關しては、雇用はすべて日本政府を通ずる間接雇用を原則とする建前をとるとともに、いわゆる保安解雇の問題について、受当な解決の方法を講じました。

第五に、いわゆる特殊契約者については、米軍は、日本側と協議の後、初めてこれを指名し得ることとし、また、指名後も不適格な業者は指名を取り消し得ることとしたしました。

第六に、民事請求權に關する規定につきましては、國有財産に対する物的損害に關する請求權の相互放棄は、自衛隊用の財産に對するもののみに限る、その他の政府財産の場合は補償を受けることとし、また、損害請求の原因となつた行為が公務執行中であつたか否かの判定は、日本國民から選定される仲裁人が行なうことに改められました。

最後に、いわゆる防衛分担金事項は新協定から削除したものであります。以上を通観いたしますと、新しい協定は相当大幅な改善を含んでおり、駐留軍の地位を規定する協定としては、外國間の類似の協定に比較し、全体として決して遜色なきものと確信いたします。

第二次大戦後、人類の希望に反して、世界には、東西の冷戦を背景とし、多くの國際紛争が惹起されました。わが國は、民主主義國家として再生し、自由主義陣營の一員として、この世界の趨勢の影響を受けつつ現在に至つたのであります。わが國が今後とも平和のうちに民族の発展をはからんとするために、安全保障上の措置を

とるためには、安全確保上の措置をゆるがせにすることを決して許さないと、わが國が現実の客觀情勢であり、現在國際連合の平和維持機構としての力は、遺憾ながらいまだ不十分であると言わざるを得ません。よつて、國際連合の平和維持機能を補完するため、國連憲章の認める安全保障措置を講ずる要があります。わが國と共通の信條と目的を持つ米國との間の安全保障措置を継続するのが最も適當と信ずるものであります。

繰り返して申し上げれば、この条約は、國連憲章に従つて武力の不行使を定め、かつ、条約地域を日本の施政下にある領域に限定し、日本が攻撃されない限り決して發動を見ないこととして、他のいかなる國をも脅威しない全く防衛的性質のものであります。そうして、この条約は、その發動を見るべきとき事態を生ぜず、すべての國と平和のうちに共存することを可能ならしめることを、その眞の目的としてゐるものであります。政府といたしましては、新条約による安全保障体制を基礎として、後顧の憂いなく國運の進展を期し、この基盤の上に平和外交の推進に一その努力を傾注したいと所存であります。

以上が日米安全保障条約關係二案件について御承認を求めめるの件についての趣旨でございます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。小柳牧衛君。

「小柳牧衛君登壇、拍手」

○小柳牧衛君 私は、自由民主党を代表いたしました。ただいま提案せられ

ましたいわゆる安保条約及び付屬協定につきましまして、總理大臣並びに外務大臣に質問いたしたいと存じます。今回の安保条約改定につきましては、すでに前國會以来あらゆる角度から論議を重ねられておりますので、その反復を避け、この際は、特に今回の改正における最も大きな特色である経済協力の問題、すなわち、軍事關係はもとよりきわめて重要ではあります。わが國の経済自立、國民の生活に直接關係の多い経済協力の問題について、まず質問をいたしたいと存じます。

昨年来の米ソ両首脳會議以來、世界は、東西兩陣營の雪解けに對しては、ぱく然としたものではあります。が、一種の期待を持ち始めております。すなわち、フルシチン首相の國連會議における軍備撤廃の提案、ソ連最高會議における外交演説、あるいは軍備撤廃の用意ありとの声明などから、ソ連の平和共存の意向をくみ取り、当面の緊張緩和への傾向を推測してゐるのであります。確かに、これら一連の言葉がそのまゝ実行に移されるならば、世界の緊張緩和はその実証の一步を踏み出すことになるであらう。しかしながら、戦後、國際緊張を醸成してきた東西間の諸問題の解決は、決して容易なことではなかつた。それは長い歲月にわたる困難な、しんぼり強い交渉を要することと思われ、欧州における二つのドイツ、東洋における二つの中國、二つの朝鮮、いかに平和的に処理することができるか。緊張緩和の裏証は、まずこのあたりから示されなくてはなりません。ことに注意しなければならぬことは、ソ連の平和共存の

昭和三十三年二月十日 参議院会議録第六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)

七四

真意がどこにあるかということであり、フルシチョフ首相は平和共存を繰り返して見せようとするが、二つの世界の根本思想はとりて相いれないものがある。その相違は、その平和共存は、相互の立場を尊重し、理解と友好に基づくものではなく、二つの世界の間の力の関係の変化と、ソ連軍事科学水準の高まりを理由とするものである。ソ連を初めとする共産主義諸国の力は増大し、西方陣営より力において優位にあるから、相手国は力による抵抗をあきらめよう、というような考え方が共存論の背後にひそんでいるのではないかと考えられます。しかも、共存とは、二つの世界を仕切っている壁を取り除くことではなくして、共産主義諸国は一致団結して自由主義諸国と競争し、これに勝利をおさめようというのであります。このようないかなる共産主義の強固な団結に對しては、自由主義諸国も十分な協力体制を維持し、自由主義の主張を貫いていく努力をすべきことが、国際情勢のなまなましい現実であると言わなければなりません。(拍手)ことに、経済問題については、第二十一回共産党大会において、フルシチョフ首相は、「経済と社会主義と資本主義の平和な競争が展開される重要な舞台である」、「われわれの関心は、歴史的短期間にこの競争に勝つことである」と演説しております。今や経済的競争は平和共存の重要な舞台となり、軍事的脅威が緩和されればされるほど、両陣営間の競争は経済問題に移行して行くのであります。

このように、共産側における平和共存が、力の威圧と対抗的経済力の強化

にあるとするならば、自由主義側においても経済的協力の緊密化にさらに努力しなければならぬことは、当然と言わなければなりません。今回の安保条約改定に際し、経済協力に関する規定が新たに設けられたことは、私はこの理由からだけでも安保条約を改定した意義があったと思ふのであります。私は、今回の経済協力に関する規定の新設により、アメリカにおける日本の排斥、または目下問題となっている対日輸入制限の問題のごときも、解決の糸口が見出されるであろうし、また、わが国の国土総合開発や産業の近代化のためにも、いわば、わが国の経済自立のために多大の便宜が得られることと思ひます。さらに進んでは、アジアにおける経済開発あるいは貿易の増大についても一そう裨益する方途が講ぜられなければならないと思ふのであります。今回の改正による経済協力の規定の新設は、はたしてかような趣旨のもとになされたものであるか、また具体的方法、たとえば経済協力委員会ともいふべきものを設けるのであるか、その推進せんとする構想についてお伺いしたいと思ふのであります。

ソ連のいわゆる経済協力は、共産諸国の経済発展に対する協力として始められましたが、その後、中近東を中心として自由主義諸国内部の低開発国に対する援助も活発となり、さらに一九五五年のバンドン会議以降は東南アジアに対しても積極的に進出してきているのであります。すなわち、低利かつ長期の借款を、借入国の通貨または物資で返済することを認めるという非常に有利な条件で供与し、あるいは大

量の技術者を派遣するなど、資本主義国に見られるようなコマーシャル・ベースにとらわれぬこととなく、国際政治に有利な地位を占めるための効果的な経済協力を進んでいるのであります。申すまでもなく、低開発国、とりわけ東南アジア諸国の経済発展と貿易の拡大ということは世界の平和と住民の福祉繁栄を根本理念とするということに大きな意義を持つてゐるものであります。この意味において、同じく東洋に目をなすわれわれとしては、低開発国の発展に協力する必要性はますます緊要になつて参つたと云わなければなりません。

わが国も、ここ数年來、海外投資、長期信用供与、技術協力、その他種々の経済協力を進んで参りましたが、その規模はいまだ小さく、今後大いにその推進が期待されるのであります。ソ連を初めとする共産諸国はもとより、欧米先進国は、すでにそれぞれ特徴を持った経済協力を推進してゐるものであります。わが国も同様その特色を生かした経済協力を大いに推進する必要があると思ふのであります。ただ、従来から言われていた「日本の技術とアメリカの資本による東南アジアの援助」という考え方には、これは、技術と資本の両方による東南アジアの援助という積極的な民間投資をはかるべきだといふ意見も有力になつて参つておられます。また、先進諸国の貿易自由化が進められるにつれて、低開発国の貿易はさらに後退を余儀なくされ、経済協力の必要性はますます増大するものと思はれるのであります。政府は、低開発国、特に東南アジア諸国との経済協力について、世界の平和と相互の繁栄の趣旨に基づいて、いかなる積極的

な施策を考慮しておられるか、お伺いしたいのであります。次に、行政協定の改定についてお伺いいたします。今回の改定協定が非常な改善であつたことは、世人の認めるところでありました。もし新協定が安保条約と切り離して結ばれたとしたら、この新協定にはあえて反対しないだろうと思ふのであります。すなわち、軍関係者の地位や特権を制約し、不良外人の取り締まり等を容易にしたことや、調達方式を間接方式に切りかえ、経済条件や労働条件が十分尊重されるようになったことや、あるいは民事請求権すなわち補償方式を全面的に改正して、従来たびたび問題となつた公務中とか公務外とかの問題も有利に解決を見たことなど、この協定が国民の日常生活と直接結びつくものだけに、その改善は国民多数の納得するところと思ふのであります。

このように、新協定は、従来しばしば比較されておりました北大西洋協定とは同じ基準にまで改善されたのであります。軍関係者の地位、国情あるいは社会条件の違いから、とかく誤解や摩擦を起ししがちなものでありますので、新協定について国民の理解を、一そう深めるとともに、できる限り事故あるいは紛争の発生をあらかじめ防ぐべきであります。政府はこの際、今回の行政協定改定により、国民の日常生活に及ぼす影響があるかといふことを明確にするにとともに、これが実際にあたつたの所信を明らかにしていただきたいと思ふのであります。

最後に、今回のソ連の覚書についてお伺いいたします。日ソ共同宣言で約束されてゐる齒舞、色丹の引き渡しを拒否する態度に出たといふことは、もとより国際信義にもとる理不尽のふるまいであります。この引き渡し拒否の問題は別といたしましても、わが国が自由主義陣営と一そう強固なる団結をはからんとすることに對して、ソ連が快く思はないのは当然予想されることではあります。今回の覚書により、わが国外交の基本方針にささかぬゆるぎがあつてはならないのはもちろんであると同時に、将来起こるであろういろいろの問題に對しても、ますますわが国の外交の基本方針を明確にし、その態度を堅持することを強く要望いたします。私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣岸信介君登壇、拍手〕
○国務大臣(岸信介) お答えをいたします。

経済協力の必要性については、小柳議員の御意見の通りでございます。今回の新条約の調印にあたりまして、いよいよ経済協力の点については特に条約中に明文を置いて、今後一そうの経済協力を進めていくという趣旨を明らかにいたしております。そうしてその経済協力を進めていかなければならぬ日米間の問題を考えますというのと、大きく分けて二つあると思ふのです。一つは日米間の直接の経済交流の問題であります。貿易の状況も近年非常に改善せられました。日本の対米輸出が黒字になつておられることは御承知の通りであります。同時に、そういふうちに急激に日本の貿易が伸びましたために、アメリカ側においていろいろ日本品に對する輸入制限の問題やあるいは関税の問題等が論議されておるとい

よりな事態から考えましても、日米間の貿易を今後安定した基礎の上に拡大していくことが両国の利益であり、繁栄に資するゆえんでありますから、その方法について具体的に進めていくと、あるいは外資の導入の問題であるとか、あるいは日米間に存する従来からの関係を一そう緊密にしていく問題があると同時に、将来安定した協力を作り上げていく。さらに、最近世界の情勢に於いて、先進工業国が協力してこの開発に力を用いるという情勢に於いて、また、日本自身が非常に強い関心を持っており、東南アジア地域に対する開発に於いて、さらに一そう日米が具体的に協力関係を深めていく必要があると思ふ。このように必要を満たすことが日米の経済協力の主題になると思ふ。そして、それをやっていく上におきましては、政府間において外交のチャンネルを通じて常時両方が協議をすると同時に、また民間レベルにおいてもこれが適当な機構を設けて常時協議し連絡していくということが望ましい。そういうことについて今後政府としても検討を加えて参りたい。かように考えております。東南アジアの経済開発につきましては、すでに日本としては、従来も、あるいは賠償を通じて、あるいは長期の信用供与の方法により、延べ取引の方法というふうな、いろいろな方法によりましてこれに協力をいたしておりますが、さらにこれらの地域における経済基盤を強化するためには、一そう積極的これを進めていく必要があると思ふ。政府といたしまして、今回の予

算で、この東南アジアを中心とした海外経済協力の基金を実際に運用していくという考えを持っておりまして、あるいは国際的の第二世銀初め、あるいは意味を持った国際機関に積極的に出資を協力をするという態勢をとっております。私は、日米の経済協力が具体化するとともに、一そうこれが積極化されていくことが当然であり、また、そういうふうな努力をしたいと思ふ。行政協定の問題につきましては、御趣旨のような意味において、従来の行政協定が日本にとって非常に不利であった、これらの点を具体的に改めたのであります。内容につきましては外務大臣よりお答えを申し上げます。ソ連の覚書につきましては、すでに日本政府としてソ連の反省を求める回答を出しておりますが、御指摘のように、私も、この安保条約はあくまでも平和的な防衛的な意味でありまして、ソ連の覚書に示されておるときは、全くこの新しい条約をいって曲解したというふうな解釈をせざるを得ない。私はこの趣旨が誤解されておると思ふのであります。これについて反省を求めると同時に、領土問題等につきましては、すでに日ソ共同宣言に明らかにしておることを一方的に改めることが国際信義に反しておる。これは、これは何人もきわめて明瞭なことでありまして、おそろくその点においては、共産党の諸君といえども、この理論は私は御理解いただける。かように思っております。日本政府の考えは回答にきわめて明瞭に出ております。(拍手)

○国務大臣(藤山愛一郎君) 行政協定の改定にあたりましては、小柳議員が御指摘になりましたように、国民生活に直接つながっております関係が多いものでありますから、できるだけ過去におきます紛争あるいはいろいろ起りました問題等を勘案しながら、同等に範をとりまして、そしてそれらの問題につきまして十分参酌しながら今回の新協定を作ったわけでありまして、従いまして、今回の協定は相当改善されておるわけでございますが、なお、これらの実施にあたりましては十分注意をして参りたいと思ふ。(拍手)

○議長(松野清平君) 佐多忠隆君。(佐多忠隆君登壇 拍手)

○佐多忠隆君 ここに提案されました新安保条約と協定について、私は日本社会党を代表し、数個の基本的問題を質問をいたします。

一九六〇年代を迎えて、世界は明らかに新しい胎動を始めております。年初より頻りに行なわれつつある東西首脳間の多角的な訪問、話し合い、五月にパリで行なわれるのは、東西首脳会議、引き続く首脳間の交互訪問、三月十五日からジュネーブで開かれる東西十カ国軍縮会議等々、冷戦の雪解けは徐々に進みつつあります。

世界はもう、日本は特に従来の硬直した外交政策を再検討しなければならぬ段階に当面して参りました。そして、われわれは今や大きな選択の前に立たされたのです。一つは、力の均衡と同盟政策を国際政治の不動の原理とし、軍備をあくまで独立と安全の最後のよりどころとする、これまで通りの国家観にしがみつき、その方向に日本を将来をゆだねる道であります。他は、おびただしい惨害と犠牲を経て生まれた新憲法の面影的理想を、この戦後最大の転機に際して、あらためて世界に高く掲げ、その実現のために全力を傾ける道であります。(拍手) 岸内閣が、最近の国際的な流れに逆らって、前者の道を選び、新安保条約等々をここに提案したことに対して、われわれは痛憤を感じ、遺憾の意を表するものであります。

この立場から、まず第一に、岸首相と藤山外相に、新条約の性格についてお尋ねをいたします。

現行の安保条約は、アメリカの陸海空軍が日本に駐留することを許す駐留軍協定であり、この駐日米軍に日本国内の施設と区域の使用を許す基地貸与協定であります。新条約は、この点を第六条にそのまま残しながら、これにさらに二つのことを新たに追加しました。一つは、第三条にいう武力の維持発展を約束することであり、他は、第五条にいう相互防衛義務を負うことであります。これは、バンデンバーグ決議の趣旨を取り入れ、米比米華、米韓、NATO、アンザス、SEATO等の相互防衛協定のひな形にならった日米相互防衛協定であり、軍事同盟にはかなり近いです。(拍手) 日本がアメリカと軍事的運命協同を結ぶこととあります。新条約の基本的性格はこれだと思われは思ふのであるが、岸首相、藤山外相はどう考えられるか。

第二に、武力の維持発展についてお尋ねをいたします。

新条約第三条によつて、日本は、中国、ソ連の武力と対決をし、アメリカと共同して軍事行動ができる能力、すなわち戦力を維持発展せしめねばならぬ。このために、軍備は今後飛躍的に発展せられることとなり、圧縮に非常な努力をしたにかかわらず、防衛庁の経費は三十五年度には百二十八億もふえております。なお、このほかロッキード買入れを主とする国庫債務負担行為として新たに九百十八億が見積もられ、さらに艦艇建造のため継続費として六十五億が計上されております。これに、来年度からはさらに第二次長期防衛計画が加わることは必至であります。昨年の七月、赤城長官が発表したところによりますと、陸上十八万人、海上十六万五千トン、航空七千機(二十個中隊)、ナイキ四個大隊、ホーク四個大隊の誘導弾部隊の設置を目標として、四十年末までに達成する予定だといわれています。時あたかも米国の対日軍事援助は大幅に減らされる形勢でありますから、防衛庁費はますます膨張をせざるを得ません。四十年末には三千億に、すなわち現在の倍に達するだろうと見られております。これが国民の真の福祉のために必要な教育、文化、治山治水、社会保障等の経費を圧迫すること、火を見るよりも明らかであります。(拍手) 他方、増税をやらず、赤字公債を発行せざるを得なくなることが憂えられます。これらの趨勢を、赤城防衛庁長官は、詳細に御説明願いたい。岸首相は、藤山外相は、これでも、新条約によつて軍備拡張の義務を負うものではないと言ひ張れると思ふ。

昭和三十三年二月十日 参議院會議録第六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六号
この間の相互協力及び安全保障条約第六号に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件(題旨説明)

七六

のかどうか、正直にお答え願いたい。幾らかでも武力を持つこと自体が憲法違反であるが、この武力も、事ここに至っては憲法違反であることがいよいよ明々白々となります。新条約は明らかにこの違反を犯しております。岸首相は、これをどう弁解されるのですか。もともと、条約は、憲法の規定に従ってと言つて、言葉の上では隠れみのを用意しておりますが、事實はごまかせません。本来、武力を持つこと自体が憲法違反ですから、憲法の規定に従つて武力を維持発展するなどという云々はできません。問題のポイントは、憲法の規定と武力の保持との不一致をとるかです。憲法の規定に従つて武力の発展をやめさせ、これを縮小し、廃止して行くか、それとも、憲法に違反して武力を維持し発展させるか、そのいずれか一つを選ぶ以外に道はないのです。新条約は後者を、すなわち憲法違反の道をとつているとしか思えません。岸首相はこれをどう弁解されるのですか。岸首相は、軍備拡張をまず新条約で外から義務づけ、これを既成事実とした上に、新条約批准後に、いよいよ今度は憲法改定に踏み出すとも伝えられております。岸首相の心境はどうなのか、率直に述べられたい。

第三に、新条約の最大の眼目ともいふべき日米両国の相互防衛について、岸首相と藤山外相にお尋ねをいたします。

新条約第五条の規定によれば、日本に対する武力攻撃に対して米軍が出動すると同時に、米軍に対する武力攻撃はわが国の平和と安全を危うくするものと認め、共通の危険に対処するため

に、日本軍が米軍と共同して軍事行動をとることを義務づけられていと思われるが、どうですか。もし、そうだとすれば、それは前文にいう集団的自衛の権利に基づくものであるのかどうか。まず、その集団的自衛権なるものについてお尋ねをいたしたい。集団的自衛権とは一体何であつて、それは国連憲章の中でどんな地位を占めていいると思われるのか。集団的自衛権なるものは、現行憲法のもとにおける日本にあるのか、ないのか、これまでではどう考へられていたのか、新安保条約ではこれをどう扱われようとするのか。集団的自衛とは、武力攻撃を受けた国と密接な関係にある国が、その密接な関係のゆえに、この武力攻撃を自国に対するものと同様とみなして、攻撃を加えるより正確には、他国を守る正当防衛の権利とでもいふべきものでしょう。これは国連憲章で初めて取り入れられ作り出された概念であります。憲法第九条から見れば、わが国も権利としての自衛権を持つてはいるが、これを広げて集団的自衛権まで持つていくことは全く無謀であり誤りであります。従つて、政府も初めはこの集団的自衛権によらなかつたと思ひます。しかるに、集団的自衛権をいつのまにかこっそり取り入れ、新条約の前文では、日本も米軍とともに集団的自衛の固有の権利を持つておることをみずから堂々と認めるに至りました。いつから政府はこのように態度を変えたのか。むしろ従前の態度が正しいのであつて、態度を変えた条約はまさしく憲法に違反してゐるではないか。新条約で相互防衛を約束せねばならぬ必要上、かかる憲法

違反をあえてしたのではないのか。それとも、日本は集団的自衛権の行使は認められませんが、その権能自体は認められるとでも言おうとするのか。不可解千万と言わざるを得ません。(拍手)憲法によつて戦争そのものを放棄したはずの日本が、この集団的自衛権をよまに米軍との共同防衛を義務づけしております。これが憲法違反でなく何でありますか。なるほど、攻撃される区域は日本の施政下にある領域に限られ、行動は憲法上の規定と手続に従うように定められております。しかし、条約の字づら通りに事態が進ぶかどうかを具体的に知るには、日米両国の極東における戦略態勢の現実から判断する以外にありません。そこで、赤城防衛庁長官はこの点を詳細にここに示された。私がかすかに知り得るところによれば、アメリカの現在の極東戦略は、対中ソ周辺戦略態勢であり、フィリピン、台湾、韓国、日本がアメリカの対中ソ前線基地であると同時に、中ソの原爆攻撃力を吸収する役目を負わされておるといわれております。日本にいる駐留米軍は、日本を守るためだけになく、いわゆる極東の平和と安全を維持するためのものであります。そしてハワイにある太平洋軍司令官の直接指揮を受け、極東最大のミサイル基地といわれる沖縄を属のかねに、韓国、台湾、フィリピンなどにいる米軍と一体となつて、極東戦略に従つて行動する軍隊です。在日米軍は、台湾海峡や朝鮮の三十八度線などで戦争が起つたときは、当然ハワイの太平洋軍司令官の命を受けて出動することになります。それは、ここ数年の歴史的

事実が明らかに示した通りであります。とすれば、日本基地からそういふ目的で出撃するはずになつてゐる米軍に対し、相手国である中国、北朝鮮、ソ連等からも報復攻撃がかけられることは当然予想されます。ここに至れば、駐留米軍と相互防衛義務を負う日本は、自動的に参戦をせざるを得ません。日米共同防衛で相手国の根拠地をたたくといふことで、海外派兵が行なわれなかつた限り、防衛地域がいわゆる日本の施政下にある領域に限られてゐるといふことにかかわらず、必ず起つてくる戦略のきびしい定めであります。しかも、相手国が攻撃をかけてきたら初めて出動するのでなく、相手国が攻撃をかけてくるから先制攻撃をかける必要があるとの名目さえつけば、いかなる国、地域にも、日米両軍の出動、自衛隊の海外派兵が可能になつてくることは、これまでのたくさんの戦争の歴史が教える通りであります。特に、ミサイル、ロケット戦争時代の今日では、先制攻撃が一番有力な有効な戦略だと、軍事専門家は一致して指摘をしております。これがいわゆる日本の施政下の領域における相互防衛同盟の実体であります。また、第五条では、自国の憲法上の規定と手続に従つて行動することになつております。これは、どういふ意味、内容を持つておるのか。一体、日本国憲法から見ても、自衛隊の海外派兵を岸首相はどう考えられるのか。政府のこれまでの見解を見ると、原則としてはできないと言ひながらも、吉田内閣時代には、公務員の海外出張としての出動ならば憲法に当たらないと言ひ、岸内閣では、沖縄に対しては施政権はない

が潜在主権があるのだから、これが侵された場合に自衛隊の出動することは違憲ではないとか、または、準国連警察軍として自衛隊が出動することは、警察行動であつて、武力の行使、戦争行為にならないから違憲ではないとまで言つております。憲法の規定と手続に従う行動などは、さうで水をすくう類にはかなりません。これができるのは、そのない岸首相だけでしょう。もともと憲法第九条は、侵略と自衛とを問はず、一切の戦争を放棄し、戦力の保持を禁止してゐるのでありますから、日米相互防衛の行動が憲法の規定と手続に従つてできるはずがありません。これを定めた新条約は、まことに、明らかに憲法違反であります。(拍手)

第四に、日米両国の協議についてお尋ねをいたします。

第四条に、両国は、この条約の実施に際して随時に協議すると定めておりますが、それが何を協議するのか。何を目的に協議するのか。協議してどうしようといふのか。藤山外相に詳しい説明を求めます。考えられることは、第六条などで定めてゐる駐留米軍の配置や装備計画、同時に、新条約で米軍と共同防衛をするところになる自衛隊の配置や装備計画でしよう。また、第三条で定められてゐる防衛力の増強なども重要な議題となるでしよう。その協議の前提として、極東の軍事情勢とか政治状況の評論、その上に立つていろいろ想定される作戦計画などが常時話し合はれると思ひます。そもそも安保条約の改定に着手する前提として設けられたいわゆる日米安保委員会は何を協議したのですか。極東の軍事情勢、在

日米軍の配置、装備、自衛隊の配置、
 装備が、昭和三十三年八月から三十三
 年の八月末までに、六回にわたって論
 議をされておりました。それに就いて、
 あのおるべき金門・馬祖の大戦艦が
 起こったのであります。アメリカは、
 台湾海峡に史上空前の破壊力を——こ
 れは、当時のロンドン・タイムズの表
 現であります。史上最大の破壊力を
 集結した。これに對してソ連のフルシ
 チョフ首相は、急速北京に飛び来た
 り、あやや米台中ソの全面戦争、原水
 爆戦争に展開せんとし、われわれを戦
 慄せしめました。しかも、日本の横須
 賀や佐世保が、厚木や岩国が、アメリ
 カの海空軍の基地としてフルに使われ
 ております。日米安保委員会の協議に
 参加したのは、日本側から藤山外相と
 防衛庁長官、アメリカ側から太平洋軍
 司令官スミス大將、後にフルト大
 將、駐日米軍司令官スミス中將、後に
 パーソン中將、それにマッカーサー大
 使などでありました。それと並行して、
 防衛庁と在日米軍事務局、自衛隊統
 幕部と在日米軍参謀部を初め、日米兩
 軍の各機関間で、同種の会合が常時行
 なわれていたと伝えられております。
 また、共同作戦計画のもとに日米兩軍
 の合同演習もしばしば行なわれたとい
 われております。この間の事情を、藤
 山外相と赤城長官から国民の前にこ
 に詳しく発表をしていただきたい。新
 条約で新たに設けられる安全保障協議
 委員会は、あのときの会をいよいよ大
 っぴらに設置するものにはかならな
 いと思ふがどうか。これはNATOに
 も、SEATOにも、アンザスにも、
 米比、米華、米韓相互防衛条約のい
 られにも、その類を見ないほど軍事色

濃いものと思われるがどうか。協議
 は、極東の平和と安全が脅かされてい
 ると認めるときにも行なわれると定め
 られております。これは具体的にどん
 な場合をいふのか。また、日本国の安
 全が脅かされていると認められるとき
 も協議するといふ。現行条約の内乱条
 項をそのまま残して、内政にまでアメ
 リカを干渉せしめようといふのか。こ
 れが自主性を回復したといわれる新条
 約の正体であります。全くあきれても
 のが言えません。
 次に、いわゆる極東についてお尋ね
 をいたします。政府は極東について、
 中国の一部と沿海州を含むとの従来の
 見解を改めて、これを除くことに統一
 見解をきめたと言います。しかるに、
 昨日、岸首相は見解を改めたものでは
 ないと言ひ張ります。改めたことは嚴
 然たる事実であります。それを明言さ
 れたい。それでなければ、岸首相の食
 言をどこまでも追及いたします。さら
 に、なぜ改めなければならなくなった
 のか、その理由を明示されたい。改めら
 れた新見解は、いまだアメリカ側と統
 一された見解ではないと、きよりのア
 メリカからの電報は報じております。
 両者の意見の確定を、いづつどんな方法
 でやるのか、この点をきかすことな
 りて明言されたい。中ソ兩國の領有して
 いる地域は、これを極東に含まないとい
 う趣旨からすれば、千島を含ませるこ
 とは誤りといふべきであります。千島
 も含むといふ首相の答弁は訂正すべ
 きではないか。これに関連して金門・馬
 祖等、中国沿岸の島嶼をどう考えるの
 か。これらが問題になって参ります。
 このよう重大な疑問を抱かせる政府
 の責任はきわめて大きい。その根本原

因は、日本の安全を保障すべき安保条
 約に、日本以外の、あいまいな極東な
 る地域を含め、これに駐日米軍の出動
 を許そうとするからであります。しか
 も、極東の平和は、本来日本が独自に
 外交の力でやるべきもので、遠く離れ
 たアメリカの軍事力にたより、これを
 介入させるべきものでは斷じてありま
 せん。従つて、少なくとも極東の平和
 と安全は、日米安保条約から削られるべ
 きであると思ひますが、どうですか。
 この一点から見ても、日米安保条
 約は、あらためて根本的に再検討すべ
 きときであると思ひますが、岸首相は
 どう考えられるか。
 以上五点について、岸首相以下閣僚
 大臣の率直にして真摯な答弁を求める
 ものであります。(拍手)
 「國務大臣岸信介君登壇、拍手」
 ○國務大臣(岸信介君) 答をいた
 します。
 第一は、本条約の本旨はどこにある
 のか、バンデンバーグ決議や、あるい
 は相互防衛協定を含んでおる規定があ
 るから、これは軍事条約じゃないかと
 いうふうな御質問であつたと思ひま
 す。軍事同盟とか軍事条約という言葉
 自身は、きわめて私は不明瞭であると
 思ひます。ただ、私どもは、この条約
 にもそういう防衛に関する規定がござ
 います。確かに防衛をやるということ
 は軍事的な協力はあることは当然であ
 りますが、ただ、いわゆる軍事条約とか
 軍事条約とかいわれるものは、そうい
 う防衛的な性質ではなくして、攻撃的
 な意味を持つておるものと解釈され
 るところに、非常な誤解があるのであ
 ります。そういう性格を全然持つてお
 らずして、平和を維持し、防衛的なも

のであるということが、その本旨でござ
 います。バンデンバーグ決議の趣旨
 を取り入れた条項におきまして、わ
 れわれは、われわれの防衛力の増強に
 つきましては、あくまでも日本の憲法
 と、またわれわれの自主的立場から、
 国力と国情に応じてこれを増強すると
 いう従来の方針を何ら変更するものでは
 ありません。(拍手)新しい義務を負
 うものではございせん。また、いわ
 ゆる相互防衛と申しまして、他の相
 互防衛をきめておる条約等と違つて、
 この条約の適用範囲は日本の領土に
 限つておきまして、いわゆる条約地域
 というものは日本の施政下にある領土
 内に限つておきます。その米軍の基
 地が攻撃される場合だけでありま
 す。わかれは他の意味の相互防衛協
 定とは全然性格が違つておるというこ
 とを明らかにしておきます。(拍手)
 本条約を結んだために、将来防衛費
 が非常に拡大するのではないかと
 御心配の御意見がございましたが、具
 体的には閣僚大臣からお答え申し上げ
 ますが、私どもはそういう考えを持
 っておりません。あくまでも日本の防衛
 力につきましては、先ほどから申し上げ
 げておる通りに、国力と国情に応じて
 これを増強するといふ方針を堅持する
 つもりであります。

次に、この条約は憲法違反ではない
 かという御質問であります。私ども
 は、この憲法九条の規定におきまして
 も、第九条の一項において自衛権を
 持つておることは、これは解釈上何ら
 疑いがないと思ひます。従つて、その自
 衛権を裏づけるに必要な最小限度の実
 力は、やはり自衛権がある以上は持つ
 ということ、それは二項に禁止してお
 る戦力には入らないという解釈は正し
 いと考えております。
 また、新安保条約を結んだら憲法改
 正をするのではないかと御質問で
 ありますが、憲法の改正問題に關しま
 しては、御承知のように憲法調査会に
 おいていろいろな審議をいたしてあり
 ます。その結論を持つて政府としては
 善処する考えでありまして、安保条約
 の改正によつて必然的に憲法を改正し
 なければならぬといふことは絶対にござ
 いません。
 次に、個別的自衛権と集団的自衛権
 に関する御質問でございます。実は集
 団的自衛権という觀念につきまして
 は、學者の間にいろいろ議論があり
 まして、広狭の差があると思ひます。
 しかし、問題の要点、中心の問題
 は、自国と密接な關係にある他の國が
 侵略された場合に、これを自國が侵害
 されたと同じような立場から、その侵
 略されておる他國にまで出かけてい
 つてこれを防衛するといふことが、集
 団的自衛権の中心の問題になると思
 います。そういうものは、日本憲法にお
 いてそういうことができないことはこ
 れは當然でありまして、そういう意味
 における集団安全保障といふものはな
 いのでございせん。(具體的に言え
 と呼ぶ者あり)ただ一般的に、今申し
 ますように、集団安全保障といふこと
 が、侵略を受けた場合に他のものと協
 力してこれを防衛するといふような広
 い意味に用いられる場合において、こ
 れが日本も持つておることはこれは當
 然であります。われわれは、今回の条
 約の五条によるところの、われわれの
 自衛権の発動はあくまでも日本の領土
 内に限つておりますから、これは個別

昭和三十三年二月十日 参議院會議録第六号

日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本國における合衆國軍の地位に關する協定の締結について承認を求めめるの件(趣旨説明)

昭和三十三年二月十日 参議院會議録第六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約締結について承認を求めるとの件及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるとの件(趣旨説明)

七八

的自衛権で解釈すべきものであると、かように考えております。

協議の問題につきましては外務大臣よりお答え申し上げます。(拍手)
「答弁を忘れてるぞ」「極東の範囲の問題はどうした」と呼ぶ者あり

極東の範囲の問題についてお答えします。これにつきましては、その趣旨は、フィリピン以北、日本の周辺といふことが政府の統一した見解でございます。ただ、具体的にいろいろのなにかをおおげにならして、これが入るか入らないかというふうな議論になりますといふと、本来、極東といふのは地域のなほく然とした観念であることは、これは当然であります。われわれはあくまでも、今申しましたフィリピン以北、日本の周辺という意味で解釈をいたしております。その意味において、具体的に、従来聞かれておりましたた沿海州であるとか、あるいは中国の問題に關しましては、私どもこれを含まないものだと思つております。千島の問題につきましては、これは地理的に申しまして日本の周辺といふこと、並びに、この朝鮮、色丹、国後、択捉等につきましては、日本が固有的な領土として従来主張しておる、日本そのものであるという観念に立っておりますから、そういう意味において、われわれは日本の周辺のうちにに入れて解釈をしてきておるわけでございます。(拍手)

〔国務大臣藤山愛一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(藤山愛一郎君) 今回の条約は、友好国との間に緊密な連絡をとって、友好親善にすべての条約の運営をやつていくというのが本旨でございます。従いまして、条約の運営にあ

たつてあらゆる問題について協議をしていくということが精神であること、もちろんでございます。従いまして、先ほど御指摘になりました四つの協議等につきましては、ごく一般的な問題について協議、そういう問題も含まれていくこと、むしろでございます。国際情勢の見通し等についてもお互い意見の交換をして参りますことは、こうした運営について非常に有益な友好的な運営に相ならうかと思つております。

それに関連しまして、お話のありましたように、過去の日米安保委員会は、どういふ協議をしたかという御質問がございました。日米安保委員会は御指摘の通り六回にわたつて会議を開いておられます。そのつどプレス・リリースをいたしておりますので、大体御了承をいたしておると思うのであります。けれども、この話し合いについては極東の情勢等につきましては意見を交換いたしております。また、安保条約の改定問題等につきましては意見の交換をいたしております。なお、軍事的なお互いの問題についても話し合いをいたしておるようなわけでありまして、友好裏にこれらの話をやりますことが、今回の条約の運営における一番大事な点だと、こう考えております。(拍手)

「だめだ、だめだ、答弁や直しかだ全部」「そんなことじゃ国民はわからないよ」「議長はそんな答弁で納得すると思つてゐるのか」と呼ぶ者あり

○議長(松野鶴平君) 藤山外務大臣から答弁の補足があります。藤山外務大臣。

〔国務大臣藤山愛一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(藤山愛一郎君) ただいま極東の地域につきましては総理の説明された通りでありまして、政府の統一見解でございます。これは日本の自主的解釈であります。アメリカにもこういう話は前からやつておりますので異存はないと考えております。(「全然抽象的でわからないよ」と呼ぶ者あり)

〔国務大臣赤城宗徳君登壇、拍手〕

○国務大臣(赤城宗徳君) お答えいたします。佐多議員が安全保障条約は軍事同盟だ、というふうなきめつけおるの、私はいささか違つておると思つております。これは総理大臣からも答弁がありましたが、いわゆる軍事同盟は攻守同盟でありまして、アメリカが参戦した場合に日本も参戦するとか、アメリカの地域に問題が起きたときに日本がそこまで出て行つて守るか、攻めるか、こういうような性格を持つたのが軍事同盟であります。今度の安全保障条約によりましては、先ほど総理が説明申し上げましたように、日本の領域内における武力行為があつた場合であります。でありますから、憲法の範囲内におきまして、外へ出るということもなければ、あるいは攻めるというふうなこともない。そういうこととありますから、私は、これは軍事同盟と云ふつけのはいささか違つておると思つております。

従つて、今度の安保条約第三条によりまして、日本の防衛力をこの条約によつてふやすといふことを義務づけられておるのじゃないかと、こういうこととありますけれども、それだけの国の状態に応じて防衛力を維持発展す

ると、こういうふうなきめられておるわけでありまして、日本といたしましては、国防会議の方針に従つて、日本の国力、国情に応じて漸進的に増進していき、こういうふうな方針でありまして、今度の安保条約によりましてこの方針が別に変わったということにもなつておりません。

それから、本年の防衛費予算が百二十八億円増額しているじゃないかと、こういうこととありますが、これは御承知のように、防衛分担金の百十一億が防衛費の方へ回つたのであります。総額をいたしましては九億の増でありまして、国民所得に對しましては一・四％、予算の総額に對しましては九・八％といふ、戦後最も低い防衛負担であつたかと思つて、こういう標準は、私は税金を負担する面から見なければいかぬと思つております。タックス・ペイヤーから見ますならば防衛費は九億ふえただけである、というふうな御了解をお願いしたいと思います。なお、しからは、国庫債務負担行為において、ロッキードの方で六百九十八億円ふえているじゃないかと、こういうものがだんだん予算化していく場合に非常に大きな防衛費になるのじゃないかと、こういう御質問であります。この点につきましては、これは一年にやるわけでないことは申し上げるまでもありません。四カ年間にこれを予算化してまいります。そういう場合におきましても、国力、国情に、また民生安定を害さない、というふうにらみ合

を害するような予算は組んでいかないといふ方針であります。

第五の御質問で、アメリカの極東戦略を説明しようといふことであります。これは御無理だと思つておりますので、私からは説明できません。ただ、私の考え方から申し上げますならば、この世界の軍備といふようなものが、戦争をする目的である、という目的とはよほど違つておると私は考えます。この世界の軍備、世界の国防といふのは、世界大戦を起さないうちの抑制力、戦争の抑制力に変わつておるといふ意味に私は了解しております。従つて、日本の自衛隊をいたしましても、あえて戦争を起さしけるというところでなくて、戦争が起らないように――お話のように、自動的に参戦するなといふことはありません。で、極力、戦争の抑制力、戦争が起らないことに協力すると、こういうことによりに御了解をお願いしたいと思います。

それから、日米安全保障委員会におきまして作戦等の協議をしたのが、こういうこととありますが、作戦などの協議などはいたしておりません。軍事情勢等の話し合いはいたしております。従つて、金門・馬祖に出動することなどをこの委員会できめたなどということは、これは無根の事実でございます。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 防衛費がさんで参りました他の必要な支出を抑制するようになつてくるのではないかと、これは政府の責任であると思つて、民生

ま防衛庁長官からお答えいたしました

を害するような予算は組んでいかないといふ方針であります。

ように、ことしの防衛関係費は、わずかに九億の増でございます。防衛庁関係はお話のように百二十五億でございます。ところで、防衛庁関係は、三十四年度は百五十九億の増であります。三十三年度は百九十一億の増であります。過去二年の増加に比べてみますと、ことしは百二十五億であつたといふことは、非常に圧縮した結果でございます。さらにまた、ロッキードの債務負担行為が非常にふえているといふことでございまして、この債務負担行為のうちからロッキードにかかわりますものを除きますと、例年の債務負担行為と遜色がございませぬ。また、このロッキードの債務負担行為につきましても、三十三年度以降四カ年の間にこれを予算化するのでございます。基本的には、総理並びに防衛庁長官が申しましたように、わが国の防衛力増強の基本方針は、国力、国情に応じてこれを漸増するのでございます。必要な社会保険費、あるいは国土保全の経費であるとか、あるいは減税であるとか、その他必要な経費等とにらみ合つて、適当にこれを予算化して参るつもりでございますので、ただいま御心配のようなことは避ける考えでございます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 佐多忠隆君。

〔佐多忠隆君登壇、拍手〕

○佐多忠隆君 私が総理や外務大臣にお尋ねをした重要な問題について、重要な点をすべてそらしてしまつて、何ら具体的なお答えになつていないことを、私はまことに遺憾に思ひます。特に極東の範囲についてであります。申し上げるまでもなく、条約適用区

域、条約区域、あるいはそれに関連をいたしました軍の活動範囲、出動地域等々は、明確に規定されておらなければならぬはずであります。それにもかかわらず、それがいわゆる「大体」「いろいろ」等のばく然とした、常識としてすら許せないようなばく然とした言葉のもとに乱用をされていふことに、事の原因があると思ひます。

従つて、あらためて聞きますが、総理大臣も、外務大臣も、これまで、極東とはフィリピン以北、日本周辺の地域、しかもそれには沿海州、中国沿岸、中国の一部を含むといふことを明瞭に答弁をいたしておられます。しかも、条約に調印されたときまで、いや、つい数日前まで、その答弁を繰り返しておられたことは事実であります。しかるにもかかわらず、一昨日の横路衆議院議員の質問に対して答弁に窮せられた結果、ついに見解を変えて、中国の一部と沿海州は含まないのだと、あらためて見解を変更されました。これは明瞭な見解の変更であります。しかも、調印をするときには何らそのことが明確になつていなかった見解であります。

○議長(松野鶴平君) 佐多君、時間で

○佐多忠隆君(続) さればこそ、アメリカからのきのうの電報によれば、これらのことはいまだアメリカと了解に達していないのだ、アメリカの関知せざるどころであるといふことを明瞭に言つておられます。かゝるがゆゑに外務大臣は、私たちは自主的にそう思ふのですと、ごまかしておるにすぎない。条約の区域はさういふごまかしであつて

は絶対にならないと思ふのであります。(拍手) 従つて、ここであらためて総理にお聞きしたい。今変更された見解はアメリカとの間に完全に合意されておるものかどうか。もし合意されておらないとするのならば、今後どういふ手段方法で、いつ、それを合意されようとするのか。さらに、さういふ合意のできていない条約であるならば、それは不完全なものであるから、調印を取り消して、あらためて再検討することが絶対必要であるが、総理は、さういふ手段方法をとらないのかどうか。

〔国務大臣岸信介君登壇、拍手〕

○国務大臣(岸信介君) 極東の範囲といふことは、先ほどもお答え申し上げましたように、現在の条約にもございしますが、本来、極東といふ言葉自身の意味から申しますと、ばく然としておる地域をさしておることはこれは世界の常識であります。しかも、問題は、この条約の本来の趣旨から、極東といふのをこの条約においてどういふふうに使つておるかといふことが問題になるのだらうと思ひます。そこで、われわれは、これをフィリピン以北、日本の周辺海域を含んでの周辺、さういふふうには解釈をいたしております。この間につきましても、日米の間に特に合意をしたといふことはございませぬが、条約の交渉の過程において、日米の間に意見の相違はないと私は承知いたしております。(発言する者多し) また、今日まで、この問題に關して、これは今も申し上げるうちに、現行の条約においてもその言葉が使われておるのでありますから、特に今度の条約において変更したという性質のものではないのであります。さういふ意味において、特別にその点についての具体的な合意といふものはないが、しかし、その間において日米の間に意見の相違はないのであります。私は、さういふ意味において、この調印を取り消して、さらに再検討する意思があるかといふ御質問に対しては、さういふ意思は絶対に持つておらないといふことは明瞭に申し上げておきます。(拍手、発言する者多し)

○議長(松野鶴平君) 相馬助治君。

〔相馬助治君登壇、拍手〕

○相馬助治君 ただいま議題となりました新安保条約について、私は民主社会党を代表して若干の質問をいたしたいと存じます。

この新条約が純粋に防衛的性格のものであつて、外部から侵略のない限り実力措置は絶対に行得ない旨を政府は強調しておりますけれども、問題は、この条約は、岸内閣の政治生命を越えて、将来十年の長きにわたつて決定的な効力を持つておるといふ事実であります。実に日本民族の運命を左右するものであるといふことを着目しなければならぬと、かように感じます。しかも、問題なのは、この一つの新安保条約に対しては、国民自体はどういふふうに見ておるかといふことです。政府並びに自民党は、日本の平和を守り、国の発展と国民の幸福のために、この条約が絶対に必要だと強調します。野党は、ただいまの佐多氏の質問にも明らかでありますように、これこそ日米新軍事同盟であつて、このことは新たなところの戦争の淵に日本民族を追い込む危険性があるといふことを指摘いたしておる

のであります。この間に立つて一体国民はいずれに耳を傾けるべきか、いずれを信すべきか、その判断に苦しんでおることは、岸首相御承知の通りです。質問せんとする私は、私の基本的な立場を申し上げるならば、新安保条約は、政府の強弁にもかかわらず、ソ連、中共との関係一つを見ても、むしろ現行安保条約よりはおそろべき危険を包蔵しているといふことを直感します。従ひまして、同時に、あくまで慎重にこれは国会で審議されなければならぬ性質のものだといふことを私は考えます。自民党並びに岸内閣に同情的な国民の一部は、せつなく調印まで済ませたことだから今さら引込みもつくまいという立場を当然とらうと思ひます。しかし、問題は、多くの良識ある国民は、米國との国際信義に反することをおそれるよりも、日本の国それ自体の安全と平和、国民の幸福と繁栄を、より重大な問題とします。(拍手) また、われわれはこれを問題としなければならぬ。戦争の暗い影を意識しながら、この国会の審議を不安のうちに見守つておる国民に對しまして、どうか首相は十分納得のいくところのわれわれに対する答弁を行なつていただきたいし、また、おそまきではあるけれども、ソ連に對しても、中共に對しても、率直に日本の立場を説明して了解を取りつけるだけの政治的な勇氣ある行動をしないならば、本条約を簡単にわれわれはここで批准するわけに参らぬといふことを指摘しておかなければならぬ。

要するに、岸政府は今回、国会を通じて国民の前にこの条約の真髓が何であるかを知らしめる義務があるし、し

昭和三十三年二月十日 参議院會議録第六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるとの件(趣旨説明)
との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるとの件(趣旨説明)

八〇

かもまた、岸さん自身は、外交の要諦は勇敢に現実を直視することであると、いうことを反省されたといふ、かように私は思ふのです。

お聞きしたい第一の点は、大体こんな時期に、あのような内容を持つて、この新安保協定を急いでやらなければならなかったのか。つまり安保協定の緊急性について伺いたいのです。言うまでもなく、現在の安保条約は、占領行政上朝鮮戦争の遺産であつて、元来が臨時的、過渡的、不平等な性格を持っています。従つて、これを改定することを私はむげに反対はいたしません。これは早晩、改定なり、そしてまた、思ひ通りに改定できなかつたならば、当然これは段階的に解消すべき筋のものであるからであります。しかし、問題なのは、この重大な条約の改定にあつては、当面、責任者として總理大臣は、国際情勢の動向、改定の及ぼす日本に対する影響、米國、中國、ソ連、この三國關係に対する考察、國民自身がこれをどういふふうに入力されるか、多方面の認識の上に立たなければならぬと思ひます。ところが、岸首相、これを助ける藤山外相は、特に國民に対するPRは全然これにない。自民党自身もまた輪をかけて、不思議なことに、國民の前に今までの真実を知らせようとする努力は若干足らなかつたのではないかと思ひます。よい悪いを論ずるのではない、よい悪いにかかわらず、事の真実を判断する材料を与える責任が政府にはあるといふことを、ここで申しておるのです。大体岸内閣のやつてきた外交政策は、そして、今般のこの改定は、対内的人氣取りが

動機でありまして、十五カ月前にまあ改定の話し合ひを持っていた、そして改定が近隣諸國に与える影響を顧慮することなく、國民の動向をささいに知ることなく、こつて秘密独断のうちに今日を迎えたのです。で、私どもはたびたび岸政府に向かつて、交渉を凍結し、そして調印強行をしばらくやめて、少なくとも五月中旬に予定される東西四巨頭會議の成り行きを見守り、一方、國論の統一をはかり、対中ソ外交の打開に努力して、しかる後この調印をするならする、しないならしない、かような手段に訴ふるべきことを指摘してまいりました。しかし、ここに議案となつて提案になつたこの段階において私が承りたいことは、すなわち、新条約の緊急性、そして、しかもこれに関連して國際情勢をどう考へるのか。今が一番タイミングが合つてゐると岸さんがお考へになつてゐるならば、さうに國民の納得するようない説明をお聞きしたい。六月二十日ごろアイゼンハワー大統領が来るというのでありますが、その機会にまた再検討する意思があるかどうか。そして、さつき問題になつた極東の問題や何かについて話し合ひ用意があるかないか。さういふことも含めて第一の質問にお答え願ひたい。

質問の第二点は、われわれが今日解釈に苦しんでゐる改定の方です。外相の説明によれば改善されたと申しておられますが、これはさつき改善されてゐない。もちろん今の世界平和といふものは米ソ兩陣營の力のバランスの上に成り立つてゐることを國民の多數は知つてゐます。従ひまして、反米にこり固まつた一部の極端論者がこの安保条約を一方的に無条件にけとばせばな

第三に尋ねたいことは、今度の改定によつて、ただいま申しましたけれども、かえつて、欠点を除去したと申しておられますけれども、米軍の海外出動に關するもの、特に第二の米軍の裝備の変更に関するものについては、私はどうにもわけがわからない。それはどういふことかと申しますならば、一体、事前協議といふけれども、結局戦争はのんきなものでないものであるから、これは非常に嚴重なものであると同時に力關係です。で、實質的に今度の事前協議が現行条約とどこが變つてゐるのだ。まさきり變つてゐない、改悪されてゐると私は指摘をいたします。もとも私は、アメリカが國連憲章に反して武力侵略の國だなどといふ前提に立つてゐるのではありません。さういふことでなくて、まじめに考へてみて、どうにも今度の事前協議といふものが一体われわれには理解できないし、しかもこれに関連して私は、岸さんが國民に納得をさせるならば、はつきり言つてもらひたい。どういふことかと申します、アメリカが台湾で中共と事をかまへたり、ソ連と一朝事ある場合には、文句なしにわれわれはアメリカと命を一つにするのだ。ここで戦死するのだ。みんなして玉碎するんだといふことならば、私も反

対だ、とんだ迷惑なことですから、これは、もしさうであるなら、これは、はつきりマクミランやアデナウアーがこつてゐることに、自信を持ってあな

は民衆に説くべきです。岸さんがこれは頭のよいことは定評があるが、最

る。反対だと言っているならば、こんな協議の対象にする必要はない。協議の対象にしたという事は、事と次第によつては、事前協議によつて、核兵器、ミサイルを日本の国に持ち込む意図があるという事を、これは予告していることは明瞭です。これは実に疑問と言わざるを得ない。なぜこんなことになったのか、その間の経緯というものを私は説明を聞きたいと思つたので

なお、時間ありませんが、最後にどうしても聞きたいことは、そうしてこれはあらゆる論者によつて論じられたので、私は質問とともに一つの提案を用意しております。十年の期間の問題です。大衆の賢明な判断というものは、どうしてもこの数年間に予想される国際情勢の変動、兵器と戦略体制の革命的变化、こういうことを考慮して、十年は長いと、こう言い切っている。これは実に軍事専門家その他の専門的な見解と、くしくも一致している。なぜ十年という固定期間がこの際必要なのか。これを一つお聞きしたいと思つたので

私は次に、池田さんにお尋ねをした。自民党の代表が経済問題について首相に聞きましたが、深くこれについてお答えにならないところを見ると、あまりこれは深く触れたくないのかもしれない。そこで私は、方向を変えて池田さんにお尋ねをするわけなのであります。この条約によつて前文及び二条に経済的協力を定めておりますけれども、一体実際にこの条約の改定によつて日本に経済的な利益がもたらされるかという問題です。昨年の十月の十三日、ダグラス・マツ

カーサー大使が日本と米国の相互依存について横浜で演説をしてゐる。そこでは、軍事的な協定よりも経済的な協定をしてお互いに発展していこうというようなことを述べており、岸政府はこれを受けて、新条約締結を機会に、日米の経済関係を飛躍的に好転せしめて、日本の民生の安定を守るのだと言つてゐる。そうして今度の代表によつて、経済関係の代表を連れて参られたようです。ところが、結果的には、今はつきりしてゐることは、経済的な実効が何一つわれわれには不明にして就み取れない。そういう意味で、一体実質的にいかなる利益のあるものか、取りきめが行なわれたかお聞きしたいのです。特に私は首相に追加して伺いたいことは、一体、日米経済協力会議の議がどこでふつ飛んでしまつたのか、向こうが希望されたのか、こちらが速意をしたのか、将来の懸案として残つてゐるのか、この点についてお尋ねをしたいのであります。池田さんに聞きたいことは、この問題を契機にするところの「国際経済政策における違いを除く」と規定していることは、一体具体的に何を意味するかという問題と、しかも今回どうなわ式に貿易の自由化政策を掲げておられますけれども、この政策が、明らかに軍事産業、独占資本の利益に奉仕することは明瞭であるが、逆に日本の中小企業や農業に對しては非常に大きな負担を与へることが論ぜられており、かつまた実証されんとしておるのであります。かような意味合いから、われわれは、現在の岸内閣の経済閣僚の有力者として、この貿易自由化の問題を中心として、一体、本協定との経済的関連

をいかように把握するか、承りたいのです。最後に池田さんにお尋ねしたいことは、先般、一月五月初閣議後に、中共との国交回復の話し合いを調印後にやらなければならぬという卓見をあなたは表明されました。そして、かつさいを受けたのです。いよいよ調印されました。あなたはそのような具体的案をもつて、この中共問題に当たらんとするののか、この際、その構想を承つておきたいと思つたので

〔国務大臣岸信介君登壇、拍手〕

○国務大臣(岸信介君) 第一点は、今日の国際情勢全般から見て、この改定はそう急ぐ必要はないじゃないか、これを急いでやる理由がどこにあるかという御質問でございます。国際情勢の分析につきましては、過般来、本会議場におきまして私の所信を申し述べて参つたのであります。今日、東西両陣営が相対立してあり、その間の懸案を話し合ひによつて解決しようという情勢が生まれてきてゐることは、私ども非常に世界平和を願ひ上からいつて望ましいことであり、これを進めていかなければならぬ。しかし、懸案の事項の多くのものが、なかなか短い期間にこれが解決するといふ情勢ではない。この間において、両陣営とも、おのの共産圏は共産圏として強い団結のもとに立ち、自由主義の国々も強固な協力関係を作つて、そして話し合ひに臨んでいく、こういう情勢に立つてゐることは、御承知の通りであります。私どもはこの意味において、自由主義国の間の連繫協力をとる体制として、安保条約というものものの体制が現在あるものでございます。しこうして、この現行法につきましましては、今、相馬委員も御指

摘になつたように、成立の当時から、その不平等性であるとか、あるいはアメリカ一方によつてやつて日本の自主性が認められておらないというようなことが、ずいぶん論ぜられて、たとえは自主性の問題について、あるいは核兵器の持ち込みを認めない私が言明しておることに対して、一体、現行の安保条約においては、そういう根拠になるような規定もないじゃないか、どういふ点で拒否するのだというふうなことも論議されたことは、御承知の通りであります。そうして一日も早くこれを対等性を持った、また日本の自主性を持った条約に変更しなければならぬということは、国会におきましても、私は野党の諸君から常に強く要望されてきたことであります。これに對して、政府としてはこれが検討を進め、こういう重要な問題でございますから、長年の間この問題に關しては、日米兩國において相當の機關において話し合つてきた。その結論を得たのが今日のわれわれが調印したこの条約でございます。従つて、日米の協力を明確に定めた、そして對等の立場において日米の協力を明らかにしたところの条約を作ることが、国際情勢に反してあるといふことは、これは現実の国際情勢を理解するならば、決して反してあるものではない。かように考えま

改めたいといふことは国民の多数の要望であることを確信いたしておるものでございます。次に、改定の方角について、極東の安全と平和あるいは相互防衛義務、パシフィック条約等に関連して、これはいい方に改められておらないじゃないかといふ御質問でございます。極東の安全と平和という言葉は、実は現行の条約にもそのまゝあるものであります。日本にある米軍の基地から、極東の安全と平和が他から侵害された場合において、米軍が動し得るといふことは、現在の条約にもそのまゝあるものであります。ただ、その場合において、日本の自主性というものは一つも認められない、日本の意思を問はず、米軍は勝手にできるやうに現行法はなつております。この問題は、先ほど来論議されてゐるやうに、日本の安全と平和、日本が不当に戦争に巻き込まれるやうな危険があるのではないかと、これを國民の懸念も考えまして、これを事前協議の対象として、日本は自主的に、日本の平和と安全に關係のないやうな場合におきましてはこれを拒否していくといふ根拠を明らかにしたものでございます。それからパシフィック条約決議という、新たな実質的な義務を負つたものでない、憲法の範囲内といふことも明瞭にしてありますし、われわれの防衛力の増強は、従来しばしば言つてゐるやうに、国力と国情に應じて漸増するといふ基本方針を自主的にきめるものであります。この条約によつて新たな義務を負ふものでないことを申し上げておきます。また、相互防衛義務にいたしまして、この条約の条約地域は日本の施政下にある領土だけに限つておまして、日本が本来自衛権を持つてゐる範囲内のものでありまして、決してこれによつて日本がいろいろな危険を負担すると思ふことは適當でない、かように思ひます。極東の意義に關しましては、先ほど佐多議員の御質問にお答えいたしました通りでございます。

いかといふ御質問でございます。極東の安全と平和という言葉は、実は現行の条約にもそのまゝあるものであります。日本にある米軍の基地から、極東の安全と平和が他から侵害された場合において、米軍が動し得るといふことは、現在の条約にもそのまゝあるものであります。ただ、その場合において、日本の自主性というものは一つも認められない、日本の意思を問はず、米軍は勝手にできるやうに現行法はなつております。この問題は、先ほど来論議されてゐるやうに、日本の安全と平和、日本が不当に戦争に巻き込まれるやうな危険があるのではないかと、これを國民の懸念も考えまして、これを事前協議の対象として、日本は自主的に、日本の平和と安全に關係のないやうな場合におきましてはこれを拒否していくといふ根拠を明らかにしたものでございます。それからパシフィック条約決議という、新たな実質的な義務を負つたものでない、憲法の範囲内といふことも明瞭にしてありますし、われわれの防衛力の増強は、従来しばしば言つてゐるやうに、国力と国情に應じて漸増するといふ基本方針を自主的にきめるものであります。この条約によつて新たな義務を負ふものでないことを申し上げておきます。また、相互防衛義務にいたしまして、この条約の条約地域は日本の施政下にある領土だけに限つておまして、日本が本来自衛権を持つてゐる範囲内のものでありまして、決してこれによつて日本がいろいろな危険を負担すると思ふことは適當でない、かように思ひます。極東の意義に關しましては、先ほど佐多議員の御質問にお答えいたしました通りでございます。

昭和三十五年二月十日 参議院會議録第六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)

八二

次に、極東の問題に關して、日米が軍命協同的な考えに立つたのではないかと、御質問でございましたが、この条約は、言ひまでもなく、日本の領土が他から不当に侵略されないということ、それを防衛するための条約であり、それと不可分の關係に立つた極東の平和と安全を確保することに寄与するという意味でございまして、米軍が出ていく場合においても、日本の自主的立場から日本が拒否する場合もございまして、決して一切のことをあけて日米が運命協同体になるという意味ではございません。

ソ連の覺悟に對しましては、相馬議員も政府がこれに對して回答を出してあるような趣旨において御了承のようでございますが、私も、やはり日本の外交政策や安全保障体制というものを自主的な立場から作り、また、この領土の問題については、すでに共同宣言にあることを守っていくということが、兩國の信義の上から当然であり、また、友好親善を進めていく上において、そういうことに對しては、兩國ともに相侵せず、相干渉せずに、そうして理解を進めていくということ、私は、これは國際平和の上から最も望ましいことである。今日、いわゆる東西兩陣營の間の話し合いと申しまして、もう一方の立場をおのおの尊重し、そうしてこれは相侵されないということが基本になつておるのでありまして、一方が一方に對して自分たちの体制を押しつけようとするような考えであるならば、これは絶対に世界平和とはいへないであらう。そういう意味において、共產黨とのわれわれの交渉は、今後日本の立場というものはきわめてこ

れではつきりいたして参るわけでありまして、その立場に立つて、私も、ソ連や中共に對しては、十分理解を進めていくように努力をしたいと思ひます。

核兵器の持ち込みにつきましては、しばしば言明をいたしておる通り、私も、この事前協議におきまして、これはつきりと拒否する考えでございまして、

さらに、十年間の期間の問題につきましても、この種の条約をこらへいただきますといういろいろな先例がございまして、あるいは三十年とかあるいは二十年とかという長いものもありまして、あるいは一年というより非常に短期のものもございまして、私も、今回のこの条約というものは、やはり理想として、國連における安全保障機構ができることがわれわれは望ましいことである、これにできるような力を尽くす。しかし、それができない間においては、補完的な意味においてこの条約を作つておるわけでありまして、しかも、こういう条約の性格から申しまして、一定の安定した期間を持つことが望ましいという見地から、まあ十年というものを、数学的に十年はいいが八年じゃどうだというふうなことは、これはまあ大體常識的な立場から十年というものを相当だと考えたわけでありまして、

があるということを申して、大統領も大体それに賛意を表しております。私も、一面においてアメリカの特殊の事情もございまして、また、日本のこのういふものに対する特殊の事情もございまして、一面に政府のレベルにおける交渉なり協議をどういうふうに進めていくか、また、それを裏づけるような民間の機構をどういうふうにするか、というものを現在検討いたして参つております。將來において、具體的な方法を、兩國の状況に應じた適當な方法をとつていきたい、かように思つております。(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○國務大臣(池田勇人君) 御答え申し上げます。

御質問の第十点は、安全保障条約第二條の國際經濟政策における食ひ違ひを除き、兩國間の經濟協力を促進する、こういうこととございまして、御承知の通り、ただいまは日米通商航海條約によりまして、その精神にのっとり、通商並びに經濟協力を進めていっております。最近におきましては、われわれの願望でありましたアメリカ合衆國への輸出超過、こういうことも実現されて、昨年のごときは前年に比べて五割の輸出の増に相なつておるのであります。こういうふうに兩國間の經濟協力は非常に進んでいっておりますのであります。しかし、今經濟政策における食ひ違ひがあるからという問題になりますと、根本的にはございしません。根本的には、必ずしも、しかし、兩國間には、必ずしも、しなやかな点に利害が一致しておらず、あるいは關稅政策、貿易政策等とございしますが、こういうものを將來にわ

たつて除いていって、兩國間の經濟緊密を強化しようというものが安全保障條約の精神であるのであります。

御質問の第二の、貿易の自由化と今度の條約とは關係があるか。これは關係がございしません。貿易自由化は、日本の經濟を今後ますます強力にして、そうして世界貿易の發展に貢獻するたためにぜひ必要な問題であるのであります。従いまして、本協定とは關係なしにわれわれは進めていきたいと考えております。

次に、日中貿易についての今年初めにおける私の談話でございまして、私は、從來から、日中並びに日ソの貿易を拡大するということは念願しておるのでありまして、この気持は、外務大臣の善隣外交のあの言葉と同一でございまして。(拍手)

○議長(松野平吉君) 石田次男君。
〔石田次男君登壇、拍手〕

○石田次男君 私は、ただいま行なわれました、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件は、一件に關する趣旨説明を承り、ここに本案が、世界及び東洋における平和並びに日本の安全をめぐつて、種々の問題を提起いたしており、かつ、これから日本の國家的民族的命運を制する大きな課題であることにかんがみ、きわめて限られた時間ではあります、國民諸氏の声を代として、若干の質問を行ないたいと思ひます。

まず、条約文中の極東の解釋についてであります。政府の統一見解は、中国沿岸と沿海州を除く、こういうこととありますが、日本側の一方的見解では条約とは言えないのであります。

この見解は、衆議院予算委員會の席上に初めて打ち出されたものでありまして、わが國の一方的見解であると思ひのであります。この見解によりまして、はたしてアメリカを拘束することができるのか。また、近い將來、日米合同の統一見解をたしめることができるのかどうか、を、まず最初に首相にお伺ひいたします。

次に、藤山外相にお伺ひいたします。現在、日本はMSA協定によりまして、防衛力漸増の義務を負つております。また、ここに新条約第三條にパレンバング決議案を盛り込んだことによりまして、はつきりと防衛力を増強する義務を負うと考えられます。すると、わが國の防衛能力の決定は、日本側の自主的な決定のほかに、少なくとも極東の平和と安全の維持に必要であると考え、アメリカ側の意向にも束縛されまして、軍事的にも經濟的にも相當自主性を失つて、アメリカに支配され隷屬させられるという重大結果を生むことになるのであります。このことは條約の對等性を主張なさる今の政府の説明と違つてくると思ひざるを得ません。この点の疑問をぜひ明らかにしていただきたいのであります。

次に、新条約第三條は、「憲法上の規定に従ふことを条件として」、というたつてはおりませんもの、その骨子におきましては、相互援助により、武力攻撃に抵抗することを規定しておるものであります。ゆえにこの規定は、直接または間接にアメリカに對する防衛力の援助を義務づけられたこととでありまして、海外派兵や他國に對する武力攻

撃があり得ないいたしましたし、他国に對する防衛力援助を自国がすでに現行憲法違反ではないか、このように世論は追及しているのではありません。よつてこれに對する外相の所見をお伺いいたします。また、この第三条が存するに於て、一朝有事の際には、日本国とがかわりない、いわゆる極東におけるアメリカと第三国間の紛争に對して、わが国の自衛能力が直接または間接に海外へ進出することを余儀なくされるのではないか、それによつてわが国が機械的に戦火に巻き込まれる羽目にならないか、これが國民全体の最大の心配であります。ゆゑに、本日この席上において、國民全体が納得できるように、外務大臣の明快なる御答弁をお願いするものであります。しかして、その事態を憲法第九条との関連においてどのように説明されるのか、あわせてお伺いをいたします。

次に、事前協議についてお伺いします。總理は、協議のときノーという場合には、アメリカは、日本のノーに反して行動し得ない。岸・アイク會議でもこの点を再確認したと、こつておられる。これは単に両者の善意に基づいた了解であるというのであつては、事前協議の意味は全く空虚となり、將來何の役にも立たないのであります。この重要事項が条約本文であつて明らかにされなかつたといふことについて、國民が非常に大きな疑問を抱いてゐることは周知の通りであります。また、アメリカ側の世論と國防省筋は、拒否を義務として認めるものではない、このように述べているとも伝えられておるのであります。よつて總理にお伺いいたします。日本のノーといふ意思表示に對して、アメリカは条約上行動できない法的義務を負うのかどうか、お答えを、法的義務は存在する、法的義務は存在しない、この二つのうちの一個でお願いいたします。

次に、外相に、施設、区域新協定についてお伺いします。過去八年間の事実が示しておりますように、ふだんは条約よりも行政協定の方が國民生活に密接な利害關係を持つていたのであります。新協定では、旧協定に於て海上事故の補償を除外しておりますが、このために、將來種々の問題を起すおそれ十分にございます。前より改善したといひましても、こうした種類のいろいろな問題が起つてくることは必至でありまして、今まで通り國民の被害は絶えないにきまつてゐるのであります。よつて、この協定につきまして、必要に応じた改善のために、今後長く何らかの交渉を繼續し得る余地があるのかどうかを伺ひたい。もし交渉繼續はできないとあれば、それは外務當局の手抜きかと考へざるを得ませんが、いかがでございますでしょうか。

また、条約期限であります。軍事科學の進歩は、今の二年が昔の一世紀に相當するものであります。過去十年の歴史を見ましても、一々例をあげるまでもなく、外交事情、戰略事情の變化は大へんでございます。こうした中で十年据置きは、全く、よく政府がおつしやる現実に合いません。外相の所見はいかがでございますか。

また、統一して外相にお伺ひいたします。對共產黨諸國との外交と通商とについてでございますが、その中でも、特に中共とは、同じ東洋に隣り合は

た日本の宿命として、絶対に打開をはかつていかなければならない必要があるのであります。これがまた日本の安全を保障する一つの大道でもあります。(拍手) 過般衆、政府も若干これに触れておられました。よつて、その具體的な方針と内容があるのかどうか、あるならば、こゝではつきりと示していただきたい。また、相手は、安保改定は外交と通商を阻害する、こつておつておるのであります。それはたとえ政治的な意圖の発言であるといひましても、新条約に對する共産黨の誤解を解こうとする政府の努力が不足しているのは納得できないのであります。その端の現われが、去る五日のソ連書への回答の際、山田外務次官とフェドレンコ大使との二時間余にわたるあやとりにもよく出ていたではございませんか。この外交と通商とに對する有害性を今後どう処理していられるのか、そこを教へていただきたいと存じます。

次に、防衛庁長官にお伺ひいたします。長官は去る六日に、大戦はまず起ころぬが、局地戦は起ころないといふ保障はない。日本は島國だから、空からの直接侵略をはね返す必要がある。そのためにロッキードを採用した。こつておつしやつておられました。あなたが長である防衛庁では、極東のソ連空軍は四千機、中共は三千五百機、北鮮八百機、國府軍でさへ六百機を持つてゐるを發表しております。これで、すぐ時代おくれになるロッキードの二百や三百で侵略をはね返すも何もないであります。ロッキードこそ、まさに一九六〇年代のまことに高価な竹やりではございませんか。直接

軍備は日本では無理であります。いかがですか。むしろ軍備をアメリカにまかせて、おくれにいたるレーダー網の新装などに頭を切りかえるべきではございませんか。

これに關連して首相に伺ひます。今、明らかにしたように、ロッキード等は明らかにむだでございます。國家予算の一割もこんな調子で防衛費に使つてゐるのは、これは全く捨てるべきであります。この防衛費こそ思い切り削減いたしまして、これで社會保障費、國土建設費等の内政の重要面に回し、よりその方面を充実すべきであります。いかがでございますか。

また、首相にお伺ひいたします。安保体制があるからといつて、軍機保護法、防諜法、徴兵制度、警備法、これらを実施しないことを確約していただきたい。これは國民諸氏の熱望でございます。

最後に、首相にお伺ひいたします。安保条約は、日本の安全を絶對的に保障する力にはございません。ただ、米・ソ・中共間の平和だけが真に日本の安全を保障するものであります。米・ソ關係が悪化すれば、たとえ安保条約が百あつても、逆に双刃の剣となりまして、わが國の存在を脅かすのであります。政府は、將來國連による安全保障ができることを望んでおられるのでありますから、將來この条約を必要としなない國際情勢、これを作らなうがために、はたして政府は、今後どのように國連等において働きかけていくのか、その方策を具體的に國民に示していただきたいのであります。

以上で私の質問を終わりといたします。(拍手)

(國務大臣岸信介君登壇、拍手)

○國務大臣(岸信介君) お答えをいたします。極東の意義につきましては、先ほどお答えを申し上げました通りであります。この点について、先ほどもお答え申し上げましたように、日米間において見解の相違はございません。

次に、事前協議の意義につきまして、日本が拒否した場合に、アメリカがこれに反した行動ができないといふことは、条約上の解釈として當然出てくるのかどうかという御質問であります。これは条約上の解釈として當然出てくるのであります。

警備法や防諜法などを、これと關連して將來やらないといふことを明瞭にしつゝという御質問であります。私は、警備法であるとかあるいは秘密保護法とかいふような問題が必要であるかどうか、またそれを制定する場合において、どういふふうな慎重にやらなければならないかといふことは、日本が日本の國內の情勢とにらみ合せて別個に考へるべきものであつて、この安保条約とその間に關連があつて、安保条約をやれば當然やらなければならぬとか、あるいは安保条約をやつて、將來さういふものは絶対にやらないのだといふようなことを、こゝで明瞭にすることはできないので、やはり國內の情勢を見て自主的に慎重に考へるべきものである、こつてお答えをするほかにないと思ひます。

それから、条約を必要としない情勢、いわゆる世界の雪解けを進めていくのにこれが必要であり、日本が大いに積極的な努力すべきものである。——私もさう考へております。それには、やはり國連を中心とし

ぜざるを得ません。また、中立論の前提条件は、安保条約の解消、米駐留軍の撤退であることを指摘せねばなりません。駐留軍撤退の後、いまだに自衛力の貧弱なわが日本が、かりに不完全な中立体制のもとに置かれ、ソ連、中共両国の保護にのみたよるというやうな羽目に陥つたとするならば、その結果は何でありましょうか。問わずして明らかであります。その場合、自主独立の日本は立ちどころに霧散してしまひ、赤化された日本が残るのみであります。 (拍手) はたしてしからば、言ふところの中立論なるものは容共論であり、赤化論に通ずるものと考へられます。その点、政府はどういうふうにお考へになるか、伺いたい。

私は、何も好んで、世界赤化のまぼろしをまぶたに浮かべ、みずから固いた幽霊におびえておるものではありません。現実の上に立つて論ずるばかりであります。しからば現実とは何か。第二次大戦の数年前、すでにバルト三国は赤化されたではないか。大戦の終局に近づいてポーランドがまず第一にやり玉にあげられ、ソビエト化されておる。次いでルーマニア、ブルガリア、チェコ等も同じ運命をたどつたのであります。みなソビエトによつて赤化されたのであります。今日では世界の情勢は少しく緩和し、世間ではいわゆる雪解け気分を謳歌する向きもありません。昨年九月フルシチョフ首相の米国防務顧問、アイゼンハワー大統領との打ち解けた話しふりによりまして、緩和された緊張感がかもし出されたのであります。こゝろ雪解け気分は決して悪いことではなく、私自身もこれを歓迎するものではあります。さり

とて、手放して喜び、安心するわけには参りかねます。なぜならば、両首脳者の会談によつて、終戦後長期間にわたつての米ソ両国のわだかまりが多少緩和されたのは事実であるとしても、冷戦の底に横たわつてゐる氷は一つも解けていないから、私はそう言わなければならぬと言ふのであります。 (拍手) もしフルシチョフ首相が心から世界の雪解けを欲するものであれば、三年前のハンガリー事件の際、あの際の青年たちの自由復活運動に対して加えた弾圧は、これはソビエトのあやまちであつたといふことを自認し、これを矯正する手段を講じなければならなかつたはずのものであります。しかるを、事ここに出でず、今日まで弾圧が解消されてないといふのであつて、みれば、フルシチョフの言はこれを裏づける実績が伴つていないと言わざるを得ません。 (拍手) いわんや向ソ一辺倒の政策に終始してゐる中共の最近チベットに加えた武力干渉に至りましては、それこそ雪解けとは全く逆行した政策の現われと言わざるを得ないのであります。

新条約の締結に際し、ソ連は日本に対して、その驚くべき発達を遂げたロケット、核兵器の脅威をはのめかし、そうして本条約の侵略的傾向を指摘して、その締結を阻止せんとしておりまゝす。この条約は言ひまでもなく、外国の侵略を受けたときに初めて発動するものであり、みじんも他国を侵略する意図に出ないものであることは申すまでもないことでありましょう。加ふるに、世界平和の維持機構であり、日本も加盟してゐるところの国際連合の憲章を尊重し、その原則のワタの中

で結ばれた条約であることが明確に規定されてゐるところから見ましても、本条約は平和的防衛的の性格に終始するものであるといふことがわかるのであります。

世界随一を誇る超強大ロケットをもつてこの国に脅威を加へんとするがごとき言動、これはまことに言語道断の措置と言わざるを得ません。なるほど、強力なロケット、核兵器の正確な一撃によつてこの日本が潰滅せられるであらうことは、今日では疑いの余地はありません。しかし同時に明らかなることは、日本の潰滅は日本の潰滅にとどまらなものであつて、日本に加へられた一撃は直ちに世界戦争にまで発展することを意味します。その結果、攻撃を受けた一世界戦争となつた場合に攻撃を受けた国が重大な損害を受けるというところは、これはまぬがれないところでありましょうが、これと同時に、侵略国もまた、いずれの道、無傷で残り得ようなどとはとうてい考えられないことでもあります。こうなれば、日本潰滅の日はずなわち世界破滅の日でもありましょう。このことははや疑問をさしはさむ余地のないところであり、世界平和維持の重大責任を背負う世界の政治家たちが、このやうなわかり切つたあやまちを犯さうなどとはとうてい考えられないところでありまゝす。ある国々がロケット兵器で自国の安全をはからんとすると同じく、日本はまた日本なりに、自国に最も適した方法をもつて自国の安全を確保せんとするのは当然の措置と言わなければなりません。 (拍手) 本条約はかくのごとき見地において締結せられたものと思はれるのであるが、はたし

てそうであるか。政府のかねて強調するごとく、本条約は自国を脅かされた場合を考慮して自国を防衛せんとするものであり、かつまた国際連合憲章のワタク内で締結したものであると、これは政府累次の説明にそつたおるのであります。が、もしそうであるとしたならば、国民の大多数も本条約締結の動機を理解し、これに対して賛同を惜しまないであらうことを信ずるものであります。しかしそのためには、政府は一その努力をもつて国民に対する啓蒙運動を強力に進める必要があると思ふのであります。政府ははたしてどういふふうにお考へでありますか。日本をめぐつてのこれら最も重要な国際情勢について、総理大臣及び外務大臣の御見解を伺いたいと思ふのであります。 (拍手)

〔国務大臣岸信介君登壇、拍手〕
○国務大臣(岸信介君) お答えをいたします。安保条約の改定に關しまして國論が分かれておる。これを統一する必要がある、そのためには政府として十分に本条約成立の意義を國民に納得できるようにPRをやるべきであるといふお考えに對しましては、われわれも全然同意であります。今回のこの提案にあたりまして、國會において十分御審議を尽くしていただいて、こゝう重要な事柄でございまして、手野党ともに十分に審議の効率はかりながら一切の審議を尽くすといふこの方法によりまして、國會を通じて國民の納得を進めていくようにしなければならぬと思ひます。この条約の賛否の分かれる前提として、いわゆる國際情勢の認識を異にしておるといふ点を御指

摘になりまして、私も全然そう思ふのであります。また、中立政策、中立論といふものが反對する人々によつて唱へられており、その方法によつて安保体制をなくすべきであるといふ議論がございまして、安保条約によつて、現在の不備の条約によつて、過去十年に近い間、日本の安全と平和が守られ、そして日本の經濟が繁榮し、國民の生活が向上してきたことから考へましても、私は安保体制といふものをなくするといふことは、日本にとつてさういふことをすべきものではない。ことにいわんや、いわゆる中立論といふことが共產主義の國々から唱へられておまして、いろいろ日本の國內に對しても働きかけておられるのであります。今日の國際情勢の現實から見て、いわゆる中立政策といふものが實際にその効果をあげるものでないといふことは、世界の各國において、中立政策をとつておる國々の實情を見ましてもはつきりしております。ことに共產主義の國々からさういふことを日本に働きかけておりますけれども、一方、共產主義の國々のうちにおいて中立政策をとらうとするやうな國に對しましては、それに対して強圧が加へられておつて、それは共產主義の國々の團結を弱めるものとして、これに對してはソ連等が從來強く反對してきておることも現實でござい

ます。こゝういふことから見ましても、中立政策を中共主義の國々が自由主義の國々に對して働きかけておる真意がどこにあるかといふことは、十分に私は理解すべきものだと思ひます。本条約は、あくまでも國連憲章を尊重し、そのワタク内において定められておること

昭和三十五年二月十日 參議院會議録第六号

日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び區域並びに日本國における合衆國軍隊の地位に關する協定の締結について承認を求めめるの件(趣旨説明)

昭和三十三年二月十日 参議院會議録第六号

は、この条約の各所にそのことが明瞭にされております。明瞭にされておるのみならず、日本は国際連合の一員として、現実と今日まで国際連合憲章の精神にのっとりて世界の平和を進めるためにあらゆる努力をしてきております。実績を示してあります。今日大事なこととは、私もただ口で平和論を唱えたりあるはいろいろの理想を説くだけではなくして、それを現実において、いろいろな問題において実践していく、そこに世界の人々が安心を持ち得る。ただ、そういう理論を説くだけでは、私は決して世界の平和が来るものとは思わないのであります。

こういふ意味におきまして、この条約はあくまでも平和的のものであり、防衛的のものであり、国際連合憲章のワク内において定められておるものであり、また日本は、そういう意味において、過去においても実践をしてきておるが、将来においても平和を守るといふ崇高な目的に向かつて積極的な努力をするものであるということを、十分一つ国民に理解していただくように、今後とも政府として努力するつもりであります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。議事の都合により、本日はこれにて延会いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。次会の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

本日はこれにて散会いたします。
午後一時三十分散会

○本日の会議に付した案件

一、請願の件

一、人事官の任命に関する件

一、原子力委員会委員の任命に関する件

一、労働保険審査会委員の任命に関する件

一、日程第一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求め

るの件及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君
副議長 平井 太郎君

議員

石田 次男君 牛田 寛君
村山 道雄君 谷口 慶吉君
柏原 ヤス君 小平 芳平君
鳥島徳次郎君 田中 清一君
櫻井 志郎君 原島 安治君
船橋 鹿蔵君 大谷 辰義君
大竹平八郎君 中尾 辰義君
白木義一郎君 前田 久吉君
下村 定君 吉江 勝保君
奥 むめお君 辻 武壽君
北條 篤八君 吉米地英俊君
野本 品吉君 三木興吉郎君
高瀬 太郎君 佐藤 尚武君
天坊 裕彦君 市川 房枝君
大谷 榮潤君 館 哲二君
堀 末治君 村上 義一君

竹中 恒夫君 辻 政信君
千田 正君 太田 正孝君
笹森 順造君 黒川 武雄君
泉山 三六郎君 杉原 荒太君
鍋島 良吉君 山本 杉君
天竺 三郎君 米田 正文君
櫻井 三郎君 岸田 幸雄君
北島 教真君 金丸 富夫君
安部 清美君 鈴木 万平君
手島 榮君 佐藤 芳男君
松野 幸一君 柴田 榮君
中野 文門君 増原 恵吉君
平島 敏夫君 勝保 稔君
山本 利壽君 後藤 義隆君
塩見 俊二君 秋山 俊一君
上原 正吉君 岡崎 真一君
古池 信三君 武藤 常介君
田中 啓一君 田中 茂雄君
藤野 繁雄君 杉浦 武雄君
西川 甚五郎君 新谷 寅三郎君
近藤 鶴代君 西郷 吉之助君
迫水 久常君 高橋 進太郎君
吉武 恵市君 永野 護君
下條 康慶君 林屋 龜次郎君
小林 英三君 野村 吉三郎君
大野 秀次郎君 前田 佳都男君
小幡 治和君 横山 フク君
宮澤 喜一君 村上 春蔵君
石谷 憲男君 植垣 弥一郎君
鹿島 俊雄君 青田 源太郎君
赤間 文三君 松村 秀逸君
仲原 善一君 井川 伊平君
二見 甚郷君 江藤 智君
西田 信一君 高橋 衛君
梶原 茂嘉君 鈴木 恭一君
高野 一夫君 佐野 廣君
大川 光三君 小沢 久太郎君
山本 米治君 青柳 秀夫君
加藤 武徳君 斎藤 昇君
小柳 牧雄君 谷口 弥三郎君
木暮 武太夫君 小山 邦太郎君

紅露 みつ君 重宗 雄三君
堀木 謙三君 郡 祐一君
草葉 隆圓君 木村 篤太郎君
伊能 哲夫君 豊瀬 禎一君
鶴岡 哲夫君 野上 元君
安田 敏夫君 千葉 千代世君
森中 守義君 横川 正市君
鈴木 強君 最上 英子君
岡村 文四郎君 鈴木 壽君
大河原 次君 伊藤 顯道君
太田 友敬君 平林 剛君
大谷 賢雄君 重政 庸徳君
阿具根 登君 大和 与一君
近藤 信一君 矢岡 文重君
大倉 精一君 矢嶋 三義君
植竹 春彦君 江田 三郎君
小酒井 義男君 高田 なほ子君
光村 甚助君 野田 俊作君
井野 碩哉君 藤原 道子君
野澤 勝君 加藤 シヅエ君
清澤 俊英君 木村 禮八郎君
岡 三郎君 戸叶 武君
須藤 五郎君 山本 伊三郎君
武内 五郎君 小柳 勇君
大矢 正君 永末 英一君
基 政七君 松永 忠二君
占部 秀男君 山上 松衛君
秋山 長造君 永岡 光治君
藤田 進君 加瀬 完君
天田 勝正君 相馬 助治君
向井 長年君 椿 繁夫君
小笠原 三男君 成瀬 暢治君
小林 孝平君 松浦 清一君
阿部 竹松君 松澤 兼人君
佐多 忠隆君 田中 一君
重盛 善治君 曾根 益君
千葉 信君 久保 等君
吉田 法晴君 羽生 三七君
栗山 良夫君 内村 清次君
松本 治一郎君 山田 節男君
赤松 常子君 棚橋 小虎君

八六

内閣総理大臣 岸 信介君
外務大臣 藤山 愛一郎君
大蔵大臣 佐藤 榮作君
文部大臣 松田 竹千代君
通商産業大臣 池田 勇人君
建設大臣 村上 勇君
国務大臣 赤城 宗徳君
国務大臣 石原 幹市郎君
国務大臣 中曾 根康弘君
政府委員
法制局長官 林 修三君
法制局次長 高辻 正巳君
外務省アメリ力局長 森 治樹君
外務省条約局長 高橋 通敏君

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
発行所 東京都新宿区市谷本村町
大蔵省印刷局
電話九段四三三三(官電)